

議題4 村上市地域公共交通利便増進実施計画の策定

1 概要

本計画は、地域公共交通のマスタープランである村上市地域公共交通計画に定める目指す将来像「いつまでも自分で自由に移動できるまち」を実現していくためのアクションプランとして、利便性の高い地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保するため策定するものです。

2 計画の名称

村上市地域公共交通利便増進実施計画

3 計画期間

令和6年10月1日から令和8年3月31日まで（村上市地域公共交通計画の期間内）

4 計画の概要

- ①利用の少ない路線バスの統合及び他の交通モードへの転換
- ②廃止代替バス※を村上市地域公共交通活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）が事業主体となるコミュニティバスへ転換
- ③運賃を交通モードの棲み分けと居住地による運賃格差を圧縮した、より分かりやすく使いやすい運賃へ変更

5 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額引き上げ

- ・現在の算定式：対象人口 × 120円 + 200万円（定額）
- ・利便増進計画の認定を受けた場合の算定式

地域内フィーダー系統に係る補助対象経費の合計額の1/2

※公費で赤字補填する方式の路線バス（市内で運行する新潟交通観光バス全路線が該当）

(案)

村上市地域公共交通利便増進実施計画

令和6年8月

<目 次>

第 1 章 計画の目的及び関連計画の整理	1
1.1 本市の公共交通を取り巻く環境	2
1.2 計画策定の目的	2
1.3 計画期間及び実施区域	2
1.4 計画の位置付け	2
1.5 上位計画の方針等	3
1.6 計画の概要	4
 第 2 章 事業の内容	 6
2.1 利便増進事業の効果	7
2.2 実施事業の概要	7
2.3 村上市による支援の内容	10
2.4 事業実施に必要な資金の額・調達方法	10
2.5 事業内容及び事業主体	11
2.6 利便増進事業実施計画に関連して実施する事業	14



第 1 章 計画の目的及び関連計画の整理

1.1 本市の公共交通を取り巻く環境

本市の公共交通は、少子高齢化、人口減少、そして自家用車の普及により利用者が減少している一方、高齢者の免許返納後の公共交通利用の需要は増加しています。しかし、交通事業者には運転士不足や燃料費の高騰などの課題があり、事業の先行きに不安要素があります。これら諸課題に対応し、地域の公共交通を維持していくためには、社会の変化に応じた交通手段の選択や、自家用車を利用した有償旅客運送の活用を含む持続可能な公共交通の構築が必要です。

1.2 計画策定の目的

本計画は、地域公共交通のマスタープランである村上市地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）に定める目指す将来像「いつまでも自分で自由に移動できるまち」を実現していくためのアクションプランとして、利便性の高い地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保するため作成するものです。

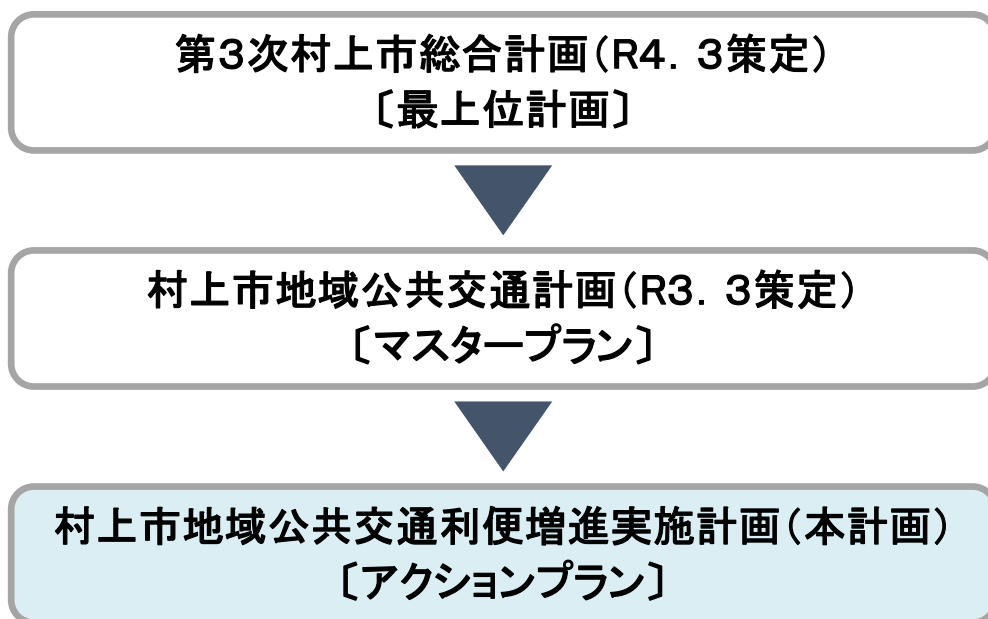
1.3 計画期間及び実施区域

- 計画期間：令和6年10月～令和8年3月
※利便増進事業の実施・検証に期間が必要なため公共交通計画の期間と調整
- 実施区域：村上市全域（1,174.17km²）

1.4 計画の位置付け

- 本計画は、「交通政策基本法」「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を根拠法とし、本市の最上位計画である第3次村上市総合計画に即した公共交通計画を公共交通のマスタープランとした実施計画（アクションプラン）として位置付けます。

図 計画の位置づけ



1.5 上位計画の方針等

〔最上位計画〕

第3次村上市総合計画（計画期間：R4～R8 R4.3策定）

○政策の方針「誰もが快適で自由に移動できるまちづくり」

- ① 路線バスやコミュニティバスなど、使う人のニーズに合わせた利便性や快適性の高い移動環境の充実を目指します。

〔主要施策〕

1 交通確保対策の維持及び利用促進

- ① 路線バスやコミュニティバス、各種のりあいタクシー、スクールバスなど、既存の交通資源の特性に応じた移動手段の活用と連携を構築し、運行の効率化と最適化を図ります。
- ② わかりやすい料金への見直しと通学割引制度の継続、高齢者の利用促進に向けた取組を進めます。
- ③ 地域の移動ニーズに合わせ、自家用有償旅客運送などの新たな公共交通を導入します。



〔公共交通のマスタープラン〕

村上市地域公共交通計画（計画期間：R3～R8年度 R3.3策定）

○目指す将来像「いつまでも自分で自由に移動できるまち」

〔目標〕 1. 効率的で持続可能な公共交通の運行

2. 市民の生活を支える利便性の高い公共交通ネットワークの形成
3. 地域、交通事業者、行政の連携体制の構築

〔施策〕 1. バス路線の維持

2. のりあいタクシーの利用促進
3. 高速のりあいタクシーの利用促進
4. 山北地区における公共交通の確保
5. 利用しやすい車両の導入
6. 既存施設を活用した待合環境の確保
7. わかりやすい情報提供
8. 観光・地域活性化との連携
9. 公共交通を利用するきっかけづくり

1.6 計画の概要

より利便性の高い地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保・維持するために、限りある交通資源を維持、活用し、地域公共交通ネットワークの再編をはじめ、ダイヤ・運賃などのサービス面の改善を図ります。

具体的に取り組む利便増進事業は公共交通計画で定めた施策のうち以下に示す3施策に関して実施します。

表 計画の概要

公共交通計画の施策	概 要	利便増進実施事業
1. バス路線の維持	路線バスの各系統及びのりあいタクシーとの重複路線においては、系統の統廃合や運行時刻の見直しなど運行の効率化を検討します。	①利用の少ない路線バスの統合及び他の交通モードへの転換 ②廃止代替バス※を村上市地域公共交通活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）が事業主体となるコミュニティバスへ転換
2. のりあいタクシーの利用促進	運賃のエリア統合等、分かりやすい利用料金への見直しにより、利用促進や支払いにかかる時間短縮による効率化を図ります。	③運賃を交通モードの棲み分けと居住地による運賃格差を圧縮した、より分かりやすく使いやすい運賃へ変更
3. 高速のりあいタクシーの利用促進	収支率を改善し持続可能な運行とするため、利用料金を見直します。ただし、利用頻度の高い利用者の負担軽減のため、回数券等の販売を検討します。	

※公費で赤字補填する方式の路線バス（市内で運行する新潟交通観光バス全路線が該当）

【参考】利便増進事業の内容

【事業内容】

- イ. 特定旅客運送事業※に係る路線等の編成の変更
- ロ. 他の種類への旅客運送事業への転換又は自家用有償旅客運送から旅客運送事業への転換
- ハ. 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更
- 二. 運賃又は料金の設定
- ホ. 運行回数又は運行時刻の設定
- ヘ. 共通乗車船券の発行
- ト. イ～ヘに掲げる事業を併せて行う以下の事業
 - ① 乗継ぎを円滑にするための運行計画の改善
 - ② 交通結節施設における乗降場の改善
 - ③ 乗継ぎに関する分かりやすい情報提供
 - ④ ICカード又は二次元コードの導入
 - ⑤ ①～④に掲げる事業の他、地域公共交通の利用を円滑化するための措置

※特定旅客運送事業：旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業

出典：地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（詳細編）

図 公共交通計画の体系

※下線部利便増進実施事業

課 題

① 効率的な運行の実施

- ・広域な市域に集落が分散しているという地域の特徴から、公共交通の運行経費が高く、財政負担が大きくなっています。
- ・各公共交通の重複解消及び連携強化、スクールバス等のあらゆる既存交通資源の活用により、効率的で持続可能な公共交通ネットワークを形成する必要があります。

② 公共交通の利用促進

- ・公共交通を利用する機会がない人、どんな公共交通が運行しているか知らない人への運行内容や利用方法の周知、利用するきっかけづくりが必要です。

③ 広く分散している集落に対する移動手段の確保

- ・点在する集落の移動を支える各種のりあいタクシーは、利用者の定着、乗車密度の増加による収支率の改善が必要です。
- ・スクールバス等の既存交通資源の活用と、のりあいタクシーとの役割分担により、運行の効率化が必要です。

④ タクシー会社がない地区への対応

- ・タクシー等が運行していない山北地区における、公共交通の確保が必要です。

⑤ 新潟市への通院手段の確保

- ・主に高齢者の新潟市内への通院に対応する高速のりあいタクシーを持続可能な運行とするため、利用者数の増加等による収支率の改善が必要です。

⑥ 観光客の移動手段の確保

- ・観光資源は市内で分散して立地しており、観光客がこれらを効率的に巡ることができる手段を確保する必要があります。

目指す将来像

いつまでも自分で自由に移動できるまち

目 標

1. 効率的で持続可能な公共交通の運行

- ・各公共交通やスクールバス等の既存交通資源の特性に応じて役割を分担し、連携することで運行の効率化を図り、持続可能な公共交通体系を構築します。
- ・市民への公共交通の利用促進を継続的にを行い、市民とともに公共交通を守り育てます。

2. 市民の生活を支える利便性の高い

公共交通ネットワークの形成

- ・公共交通が運行していない、もしくは利便性の低い地域において、市民の生活の足となる移動手段を確保します。
- ・ニーズに合わせた運行内容の見直しや利用環境の整備により、利便性の高い公共交通を目指します。

3. 地域、交通事業者、行政の連携体制の構築

- ・市民や地域事業者、交通事業者、行政が連携し、利便性の高い公共交通を将来にわたって持続可能な体制を構築します。

- 〔評価指標〕
- ① 公共交通への補助額
 - ② 公共交通の収支率
 - ③ 1人当たり年間利用回数

施 策

1. バス路線の維持

- 【事業】 1-1. 路線バスの運行効率化
- 1-2. せなみ巡回バスの見直し
 - 1-3. 学生や高齢者の運賃割引等の検討
 - 1-4. スクールバスの活用

2. のりあいタクシーの利用促進

- 【事業】 2-1. のりあいタクシーの運行効率化
2-2. 分かりやすい利用料金への見直し

3. 高速のりあいタクシーの利用促進

- 【事業】 3-1. 高速のりあいタクシーの運行効率化
3-2. 利用料金の見直し

4. 山北地区における公共交通の確保

- 【事業】 4-1. 山北地区における新たな公共交通の運行

5. 利用しやすい車両の導入

- 【事業】 5-1. 低床車両の導入
5-2. 小型車両の導入

6. 既存施設を活用した待合環境の確保

- 【事業】 6-1. 既存施設を活用した待合環境の確保

7. わかりやすい情報提供

- 【事業】 7-1. 公共交通のチラシ内容の改善
7-2. 経路検索のためのデータ整備

8. 観光・地域活性化との連携

- 【事業】 8-1. 村上駅、坂町駅、府屋駅からの二次交通の確保
8-2. 商店街等と連携したイベントの実施

9. 公共交通を利用するきっかけづくり

- 【事業】 9-1. 高齢者の運転免許返納支援
9-2. 出前講座等の実施

第2章 事業の内容

2.1 利便増進事業の効果

利便増進事業を実施することにより得られる効果は以下とおりです。

表 利便増進事業の効果

利便増進実施事業	効 果	公共交通計画の目標 における位置づけ
①利用の少ない路線バスの統合及び他の交通モードへの転換	○利用の少ない路線バスの統合や定時定路線運行から予約に応じて運行するデマンド型乗り合いタクシーへ転換することにより財政負担の低減が図られる	評価指標①
②廃止代替バスを活性化協議会が事業主体となるコミュニティバスへ転換	○利用の少ない路線の統合による効率化によって市負担額が改善する ○系統番号を付番することにより利便性が向上し利用回数が増加	評価指標①、③
③運賃を交通モードの棲み分けと居住地による運賃格差を圧縮した、より分かりやすく使いやすい運賃へ変更	○公共交通の利便性に応じた料金体系とすることで交通モードの棲み分けが図られ持続可能な公共交通となる ○分かりやすく使いやすい運賃体系へ見直すことにより利用者の利便性が向上することによる公共交通の利用回数が増加 ○路線バスをコミュニティバスへ転換するのに合わせて運賃を対キロ制からゾーン制へ移行することにより利用者にとって分かりやすく使いやすい運賃となり利用回数が増加 ○居住地による運賃の格差を圧縮することにより、より公平な公共交通を提供	評価指標③

2.2 実施事業の概要

〔利便増進事業①〕

利用の少ない路線バスの統合及び他の交通モードへの転換

〔説 明〕

利用の少ない新潟交通観光バスの路線バス、村上営業所－村上総合病院・安良町－小岩内線及び村上営業所－村上総合病院・安良町－岩船駅前線を岩船巡回線に統合し、岩船巡回線の増便による利便性の向上を図る。また、村上営業所－村上総合病院・安良町－寒川線を予約に応じて運行するデマンド型乗り合いタクシーへ転換し、運行の効率化と財政負担の縮減を目指します

〔実施時期〕

- ・路線バスを乗り合いタクシーへ転換：令和6年10月

〔利便増進事業②〕

廃止代替バスを活性化協議会が事業主体となるコミュニティバスへ転換

〔説明〕

村上市内で運行する新潟交通観光バスの路線バスはすべて廃止代替路線であることから、活性化協議会を事業主体とするコミュニティバスに転換することにより、市民ニーズにより柔軟に対応できるバス路線が構築でき、市民に身近な公共交通となります

〔実施時期〕

- ・コミュニティバスへ転換：令和6年10月
- ・コミュニティバス路線へ系統番号を附番：令和7年度予定

〔利便増進事業③〕

運賃を交通モードの棲み分けと居住地による運賃格差を圧縮した、より分かりやすく使いやすい運賃へ変更

〔説明〕

- ・路線バスはこれまでの対キロ制運賃から存制運賃へ転換
- ・のりあいタクシーはこれまでの対キロ制運賃から目的地まで6km未満300円、6km以上600円とする2区分に改定
- ・高速のりあいタクシーは発地により2通りだった運賃を1,000円に統一

〔実施時期〕

- ・路線バス：令和6年10月
- ・のりあいタクシー：令和6年10月
- ・高速のりあいタクシー：令和6年10月

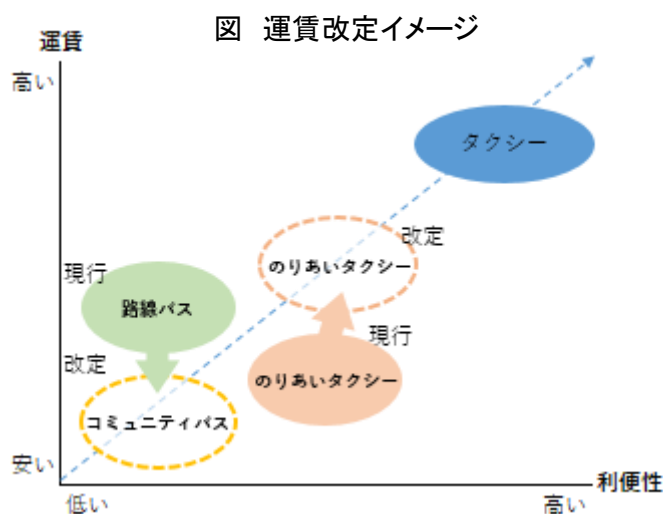


表 交通モード別料金

路線バス				のりあいタクシー						(参考) タクシー	
事業者運行路線バス		コミュニティバス		のりあいタクシー		高速のりあいタクシー		料金試算		新潟B (2023)	
現行		改定		現行		改定		現行		改定	
km	円	区間	円	km	円	円	発着地	円	円	km	円
1kmまで	160	1	100	1kmまで	100		五川・神林	800		1.03kmまで	600
2	160	※区間を跨ぐごとに100円加算(ゾーン制運賃)		2	200		村上・朝日	1000	1,000	2	900
3	180			3	300	300				3	1,400
4	210			4	400					4	1,800
5	250			5	500					5	2,200
6	290			6~10kmまで	600					6	2,600
11	460			11~15km	900	600				11	4,700
16	600			16km以上	1,200					16	6,700

図 路線バスゾーン

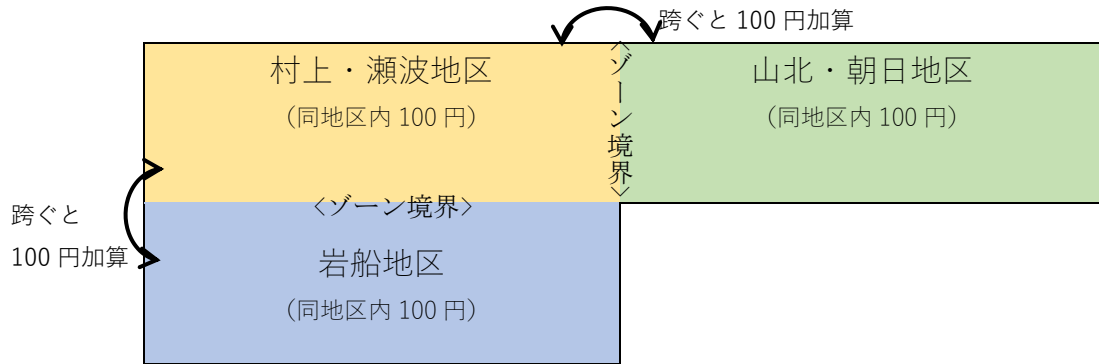


図 ゾーン境界(バス停)

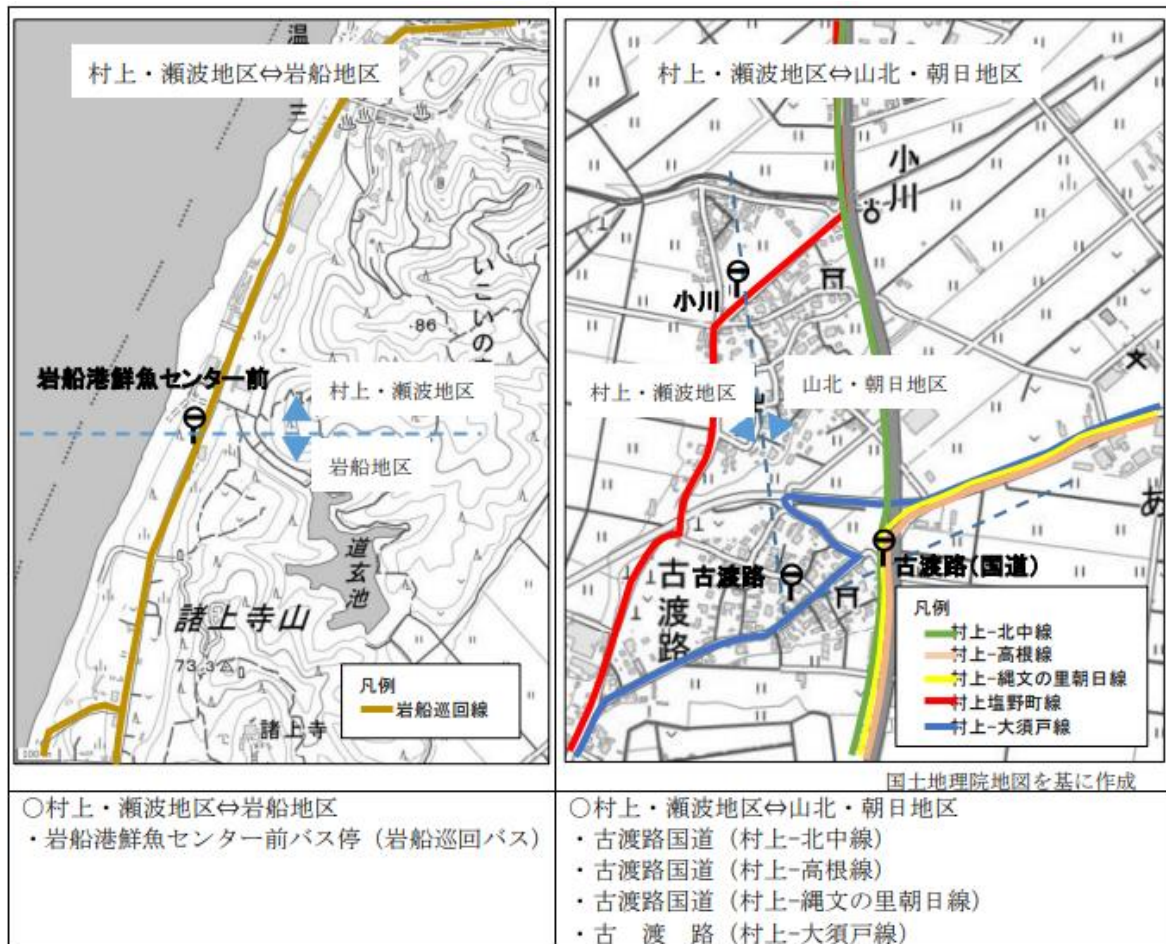


表 路線バス定期券運賃

路線バス定期券運賃			
運賃区分	利用区間	1区間	2区間
定期運賃			
1か月定期運賃	往復	3,200円	6,400円
3か月定期料金	往復	9,000円	18,000円
6か月定期料金	往復	16,800円	33,600円

図 路線バス回数券発行



2.3 村上市による支援の内容

1) 公共交通の維持確保に対する支援

- ・公共交通の維持確保のため財政的支援を行います（生活交通確保対策補助金）
- ・交通事業者、公共交通利用者やまちづくり関係者など様々な立場の者が集まり地域の交通を考えるプラットフォーム構築及び運営を支援します

2) 利用者支援

- ・路線バスに GTFS を整備し、利用者の利便性向上を図ります
- ・路線バスに 誰にでもわかる数字やアルファベットを用いた『系統番号』を付番し、地理や地名に不慣れな方、漢字の読めない子供や外国の方もバスを利用しやすくします
- ・運賃体系を分かりやすく使いやすい運賃に改めます
- ・路線バスの定期券をデジタル化し利用者の DX を支援します
- ・一人では公共交通を利用することが困難な方のための介添人無料など運賃の割引を拡充して外出機会の創出を支援します

3) 広報活動

- ・市広報誌、ホームページ、SNS 等を活用した積極的な PR を行うとともに、合せて電子申請システムを活用して利用者の声を拾い上げ施策に反映させていくことにより、市民にとって身近な公共交通を目指す

2.4 事業実施に必要な資金の額・調達方法

本計画により運行する事業には国庫補助金（地域公共交通確保維持改善事業_地域内ライダー系統確保維持費国庫補助金）を活用し、公共交通の維持存続を図ります。

表 事業実施に必要な額

（単位：千円）

事業名	運行（事業） 経費	運賃収入	国庫補助金	村上市支出
コミュニティバス	145,870	9,164	5,356	131,349
のりあいタクシー	30,256	8,410	0	21,845
高速のりあいタクシー	16,231	3,136	0	13,095
コミュニティバス系統番号表示事業	180	-	0	180

2.5 事業内容及び事業主体

- 1) 路線バスは新潟交通観光バスの自主運行路線から活性化協議会が事業主体となるコミュニティバスへ転換（事業 No, 1～14）
- 2) バスの系統1つ1つに「系統番号」を付番（事業 No, 1～14）
- 3) バスの運賃を対キロ制運賃からゾーン制運賃へ変更（事業 No, 1～14）
- 4) 利用の少ない系統のバスを他系統と統合（事業 No, 15、16）
- 5) 利用の少ない系統のバスをデマンド型乗り合いタクシーへ転換（事業 No, 17）
- 6) のりあいタクシー運賃の居住地による運賃格差の圧縮を図り、分かりやすく使いやすい運賃へ変更（事業 No, 17～22）

下線部利便増進事業による変更箇所

事業 No,	変更前					変更後				
	交通 モード	系統名等	事業主体	運行事業者	運賃	交通 モード	系統名等	事業主体	運行事業者	運賃
1	路線 バス	村上営業所－猿沢－北 中線	新潟交通観 光バス	新潟交通観光 バス	対キロ制 運賃	路 線 バ ス	<u>（仮）村上－北中線</u>	<u>活性化協議会</u>	新潟交通観 光バス	<u>ゾーン制 運賃</u>
2	路線 バス	村上営業所－村上総合 病院・猿沢－北中線	新潟交通観 光バス	新潟交通観光 バス	対キロ制 運賃	路 線 バ ス	<u>（仮）村上－北中線</u>	<u>活性化協議会</u>	新潟交通観 光バス	<u>ゾーン制 運賃</u>
3	路線 バス	村上営業所－猿沢－塩 野町車庫前線	新潟交通観 光バス	新潟交通観光 バス	対キロ制 運賃	路 線 バ ス	<u>（仮）村上－塩野町線</u>	<u>活性化協議会</u>	新潟交通観 光バス	<u>ゾーン制 運賃</u>
4	路線 バス	村上営業所－村上総合 病院・猿沢－塩野町車 庫前線	新潟交通観 光バス	新潟交通観光 バス	対キロ制 運賃	路 線 バ ス	<u>（仮）村上－塩野町線</u>	<u>活性化協議会</u>	新潟交通観 光バス	<u>ゾーン制 運賃</u>
5	路線 バス	村上営業所－岩沢－大 須戸線	新潟交通観 光バス	新潟交通観光 バス	対キロ制 運賃	路 線 バ ス	<u>（仮）村上－大須戸線</u>	<u>活性化協議会</u>	新潟交通観 光バス	<u>ゾーン制 運賃</u>
6	路線 バス	村上営業所－村上総合 病院・岩沢－大須戸線	新潟交通観 光バス	新潟交通観光 バス	対キロ制 運賃	路 線 バ ス	<u>（仮）村上－大須戸線</u>	<u>活性化協議会</u>	新潟交通観 光バス	<u>ゾーン制 運賃</u>
7	路線 バス	村上営業所－岩沢－高 根線	新潟交通観 光バス	新潟交通観光 バス	対キロ制 運賃	路 線 バ ス	<u>（仮）村上－高根線</u>	<u>活性化協議会</u>	新潟交通観 光バス	<u>ゾーン制 運賃</u>
8	路線 バス	村上営業所－村上総合 病院・岩沢－高根線	新潟交通観 光バス	新潟交通観光 バス	対キロ制 運賃	路 線 バ ス	<u>（仮）村上－高根線</u>	<u>活性化協議会</u>	新潟交通観 光バス	<u>ゾーン制 運賃</u>
9	路線 バス	村上営業所－布部－縄 文の里朝日線	新潟交通観 光バス	新潟交通観光 バス	対キロ制 運賃	路 線 バ ス	<u>（仮）村上－縄文の里 朝日線</u>	<u>活性化協議会</u>	新潟交通観 光バス	<u>ゾーン制 運賃</u>

第2章 事業の内容

下線部利便増進事業による変更箇所

事業 No	変更前					変更後				
	交通 モード	系統名等	事業主体	運行事業者	運賃	交通 モード	系統名等	事業主体	運行事業者	運賃
10	路線 バス	村上営業所－村上総合 病院・新町－縄文の里 朝日線	新潟交通観 光バス	新潟交通観光 バス	対キロ制 運賃	路 線 バ ス	<u>(仮) 村上－縄文の里 朝日線</u>	<u>活性化協議会</u>	新潟交通観 光バス	<u>ゾーン制 運賃</u>
11	路線 バス	村上営業所－新町－縄 文の里朝日線	新潟交通観 光バス	新潟交通観光 バス	対キロ制 運賃	路 線 バ ス	<u>(仮) 村上－縄文の里 朝日線</u>	<u>活性化協議会</u>	新潟交通観 光バス	<u>ゾーン制 運賃</u>
12	路線 バス	(巡回)村上営業所－松 喜和・安良町－村上営 業所線	新潟交通観 光バス	新潟交通観光 バス	対キロ制 運賃	路 線 バ ス	<u>(仮) 岩船巡回線</u>	<u>活性化協議会</u>	新潟交通観 光バス	<u>ゾーン制 運賃</u>
13	路線 バス	(巡回)村上営業所－松 喜和・安良町入らず－ 村上営業所線	新潟交通観 光バス	新潟交通観光 バス	対キロ制 運賃	路 線 バ ス	<u>(仮) 岩船巡回線</u>	<u>活性化協議会</u>	新潟交通観 光バス	<u>ゾーン制 運賃</u>
14	路線 バス	(巡回)村上駅前－松喜 和・安良町－村上営業 所線	新潟交通観 光バス	新潟交通観光 バス	対キロ制 運賃	路 線 バ ス	<u>(仮) 岩船巡回線</u>	<u>活性化協議会</u>	新潟交通観 光バス	<u>ゾーン制 運賃</u>
15	路線 バス	村上営業所－村上総合 病院・安良町－小岩内 線	新潟交通観 光バス	新潟交通観光 バス	対キロ制 運賃	<u>※ (仮) 岩船巡回線へ統合</u>				
16	路線 バス	村上営業所－村上総合 病院・安良町－岩船駅 前線	新潟交通観 光バス	新潟交通観光 バス	対キロ制 運賃	<u>※ (仮) 岩船巡回線へ統合</u>				
17	路線 バス	村上営業所－村上総合 病院・安良町－寒川線	新潟交通観 光バス	新潟交通観光 バス	対キロ制 運賃	のりあ いタク シー	寒川-村上のりあいタ クシー	活性化協議会	はまなす観 光タクシー	<u>のりあい タクシー 運賃</u>
18	のりあ いタク シー	荒川・神林のりあいタ クシー	藤観光タク シー	活性化協議会	対キロ制 運賃	のりあ いタク シー	荒川・神林のりあいタ クシー	藤観光タクシ ー	活性化協議 会	<u>のりあい タクシー 運賃</u>
19	のりあ いタク シー	神林地区通院対応のり あいタクシー	岩船タクシ ー	活性化協議会	対キロ制 運賃	のりあ いタク シー	神林地区通院対応のり あいタクシー	岩船タクシー	活性化協議 会	<u>のりあい タクシー 運賃</u>

第2章 事業の内容

下線部利便増進事業による変更箇所

事業 No	変更前					変更後				
	交通 モード	系統名等	事業主体	運行事業者	運賃	交通 モード	系統名等	事業主体	運行事業者	運賃
20	のりあいタクシー	朝日地区通院対応のりあいタクシー	瀬波タクシー	活性化協議会	対キロ制運賃	のりあいタクシー	朝日地区通院対応のりあいタクシー	瀬波タクシー	活性化協議会	<u>のりあいタクシー</u> <u>運賃</u>
21	のりあいタクシー	村上地区通院対応のりあいタクシー	はまなす観光タクシー	活性化協議会	対キロ制運賃	のりあいタクシー	村上地区通院対応のりあいタクシー	はまなす観光タクシー	活性化協議会	<u>のりあいタクシー</u> <u>運賃</u>
22	のりあいタクシー	高速のりあいタクシー	藤観光タクシー、岩船タクシー、瀬波タクシー、はまなす観光タクシー	活性化協議会	対キロ制運賃	のりあいタクシー	高速のりあいタクシー	藤観光タクシー、岩船タクシー、瀬波タクシー、はまなす観光タクシー	活性化協議会	<u>のりあいタクシー</u> <u>運賃</u>

2.6 利便増進事業実施計画に関連して実施する事業

公共交通計画上の施策体系	事業名	事業概要	上段：実施主体 下段：実施時期
事業 4-1	山北地域における新たな公共交通の運行	廃止代替バスをコミュニティバスへ転換及び空白地自家用有償旅客の導入	山北地域交通運営協議会 令和5年10月から実施
事業 5-2	小型車両の導入	運行経路や利用状況に応じて、小型車両を導入	活性化協議会 平成31年3月：日野ポンチョ 令和6年3月：BYDJ6（EV） 令和9年度（財政計画計上）
事業 7-2	経路検索のためのデータ整備	「標準的なバス情報フォーマット（GTFS）」を整備・公開	活性化協議会 令和4年3月から実施